

少額短期保険業者の 登録申請に向けて

財務省関東財務局

理財部金融監督第4課
東京財務事務所理財第3課

はじめに

少額短期保険業は、平成18年4月1日から施行された「保険業法等の一部を改正する法律(平成17年法律第38号)」により導入された制度で、保険業法上の保険業のうち、一定の事業規模の範囲内において、保険金額が少額かつ保険期間が短期の保険の引受けのみを行う事業をいいます。

少額短期保険業者は登録制となっており、保険契約者保護機構の対象とはならないものの、保険契約者等の保護の観点から、事業開始にあたって最低資本金や一定の保証金の供託が必要となるほか、純資産額、責任準備金、資産運用、保険募集などについて各種の規制を遵守することが必要となります。

他方で、少額短期保険業者は、規制の範囲内であれば生命保険・損害保険を共に引き受けることができること、既存ビジネスとシナジー効果が期待できることなどから、これまでにない補償の提供や新たな保険ビジネスへの挑戦の場として新規登録を希望する事業者が増えています。

しかしながら、開業費や人件費などの事業費に比して契約数が伸びずに収支が悪化するなど、中には赤字が続く事業者もあります。

関東財務局としては、上記を踏まえ、契約者保護の観点から、新規登録を希望する全ての事業者に対して、事前に深度ある対話を実施する方針としております。

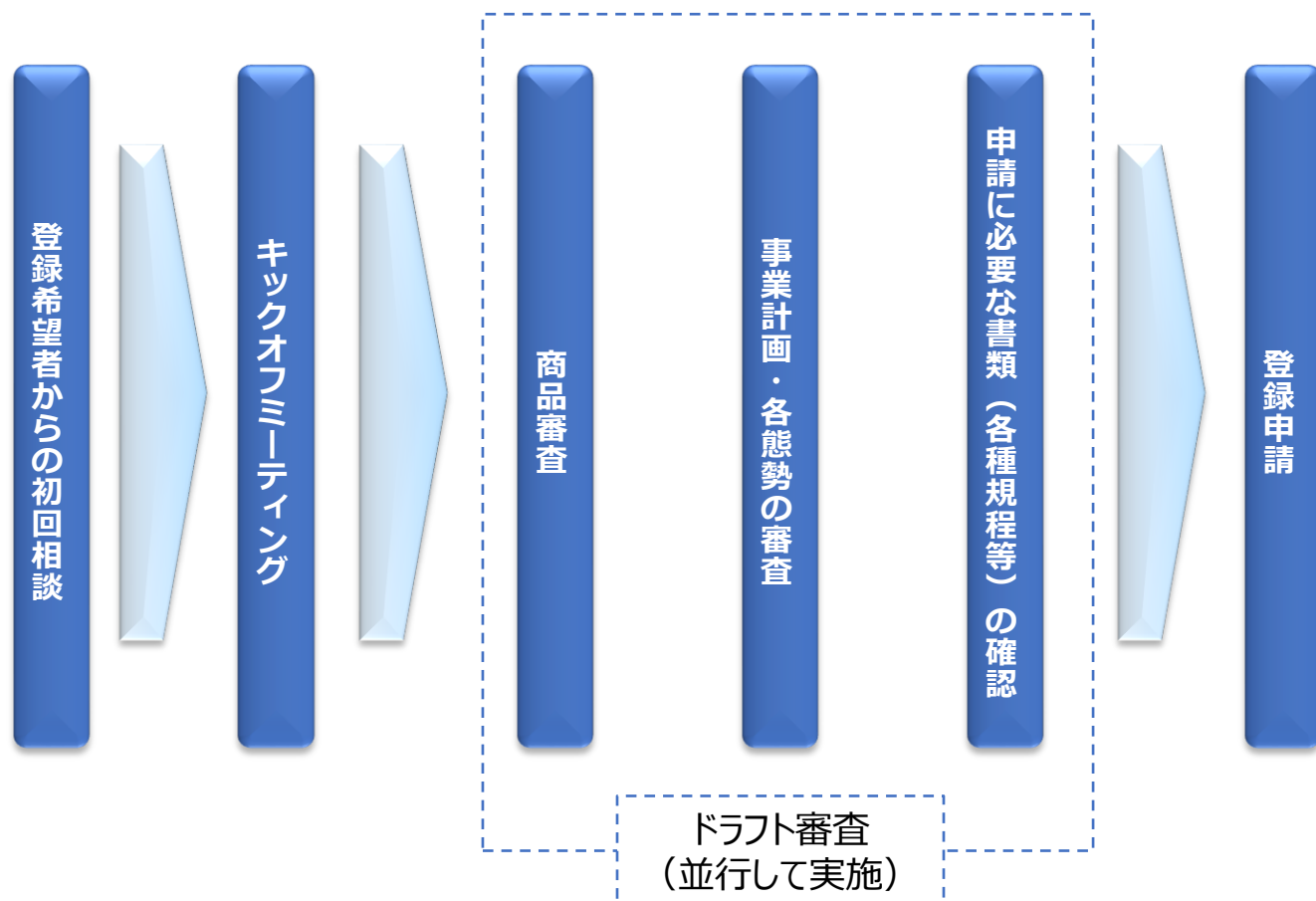
新規登録を希望している事業者におかれましては、本資料を参考に事前に法令等を十分にご確認のうえ、適切な準備をするようお願いします。

地域と歩み、希望ある社会を次世代へ ～関東財務局～

私たちは、財政、金融、国有財産などの業務を通じ、
一都九県における地域の声に耳を傾け、
自らの能力向上に努めながら、
地域の課題解決に貢献し、
希望ある社会を次世代に引き継いでいきます。

1. 登録相談にあたって

登録審査の流れの一例は以下のとおりです。



登録相談にあたっては、事業者（登録希望者）において、法令・監督指針等を確認していることが前提となりますので、当局に相談する前に、まずは以下の法令・監督指針等を十分確認のうえ、不明点は外部専門家等にご相談ください（当局は少額短期保険業を始めるにあたってのコンサルティングは行っておりません）。

【確認いただきたい法令・監督指針等】

- 保険業法、保険業法施行令、保険業法施行規則
- 保険会社向けの総合的な監督指針、少額短期保険業者向けの監督指針（金融庁ウェブサイト）
- 保険法
- 保険業該当性に関するQ&A（金融庁ウェブサイト） 等

2. キックオフミーティングにあたって①

キックオフミーティングにおいて、主に以下の項目について確認します。
客観的事実に基づき具体的な説明をお願いします。

①商品性

- 保険の種類や保障・補償内容（※）
- 他社類似商品との相違点や優位性
- 商品開発体制 等

※保険として組成できるか（資産運用やデリバティブではないか、偶然の事故と言えるか、損害をてん補しているかなど）、少額短期保険業の規制に抵触していないか（保険期間や保険金額の上限等）など、基本的なことについても十分にご検討をお願いします。

②販売力

- 販売予定マーケットおよびその確保状況（具体的・定量的に）
- 販売方法（代理店 or 直販（web））や提携先
- どのように販売していくか（※） 等

※保険の販売にあたって、特別利益の提供等の保険募集規制に違反する行為や保険募集規制の潜脱につながる行為にあたらなかなど、十分にご確認をお願いします。

③財務力

- 財務状況
- 調達可能な資金の額、資金調達方法（※） 等

※保険金支払いのほか、開業費や事業費等の経費を要するため、少額短期保険業者には十分な資金（調達）力が求められます。
親会社（主要な株主）から、概ね6か月間の事業費に相当する資金を開業時のみならず開業以降も確実に調達できるかなど、ご説明をお願いします。

2. キックオフミーティングにあたって②

④ 人員体制

- 保険精通者（複数名）や経営管理業務経験者（3年以上）の確保状況（※）
- 役職員の兼職状況 等

※少額短期保険業者として安定的かつ適切に業務遂行するため、保険業務に精通した人材や経営管理業務の実務経験が豊富な人材を確保できているかなど、ご説明をお願いします。

⑤ 事業計画

- 事業計画の実現可能性
- 複数シナリオ（※）による収支計画 等

※具体的な事業計画に基づき、複数シナリオ（超悲観～基本～超楽観）による収支計画を策定しているものの、実際には超悲観シナリオをも下回るケースが多く発生しています。

既存の少額短期保険業者のディスクロージャー資料等により、販売状況や財務状況等を参考にしたうえで、事業計画や収支計画の実現可能性について、十分にご検討をお願いします。

⑥ 親会社（主要な株主）

- 親会社（主要な株主）の財務状況（※） 等

※親会社の財務状況により、少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないかなど、ご説明をお願いします。

また、審査にあたっては、親会社の事業概要および議決権の保有割合、資本関係の全体像が分かる相関図の提出をお願いします。

3. 留意事項

- 今後作成いただく資料の審査や確認などの対応や、当局からの確認事項に対する事業者側の回答などにより、キックオフミーティングから登録までに、通常でも1年～1年半程度要します。
- 少額短期保険業者の登録申請にあたって、主要株主の承認申請や取締役の兼職承認申請などが必要となる場合があります。
- 代理店などによる保険募集を行う場合には、登録後において、少額短期保険募集人登録に一定の時間を要します。
- なお、登録完了後6か月以内に保険業を開始しない場合は、登録失効となりますのでご注意ください。

新規登録にかかる相談の準備が整いましたら、新規登録予定の少額短期保険業者の本店所在地に応じて、以下の当局窓口までご連絡をお願いします。

- ◆ 埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県

関東財務局 理財部金融監督第4課

さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館
電話：048-600-1288

- ◆ 東京都

関東財務局 東京財務事務所 理財第3課

文京区湯島4-6-15 湯島地方合同庁舎
電話：03-5842-7066

※本店所在地が関東財務局管轄外の場合には、管轄する各財務（支）局へご相談ください。